

令和 2 年 6 月 16 日現在

機関番号：32682

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15H03302

研究課題名(和文)法曹倫理の3元的展開——当事者・法曹・専門職自治組織の役割

研究課題名(英文)The Three-dimensional Development of Legal Ethics

研究代表者

森際 康友(Morigiwa, Yasutomo)

明治大学・法学部・特任教授

研究者番号：40107488

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 12,790,000円

研究成果の概要(和文)：弁護士の専門職倫理の諸問題を正確に捉えるには、依頼者と弁護士の2者関係では足りず、職務規程の制定・運用を担う弁護士会を含む3者関係で考察すべきである。この視座から、弁護士倫理の基礎理論と日弁連等が直面する時局的問題の双方を東京・名古屋の月例会を軸に、国際共同研究している。弁護士個人としてだけでなく、〈われら弁護士〉としての社会的責任のあり方、および依頼者弁護士間の秘密保持制度等の正当化根拠とその運用を巡り、東京での国際シンポジウムの主催とともに、内外の会議・研修で研究成果の発表を行った。出版物も、論文多数の他、教科書『法曹の倫理』の第3版を含む編著3冊を上梓した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

わが国では法曹倫理を含む法曹養成論は、民事訴訟法学と法社会学の狭間にあり、学として確立していない。このような状況にあって、本研究は月例の研究会と国際協力によって、法曹倫理の学問的体系化を進めている。また、版を重ね、標準的教科書となった教科書『法曹の倫理』を利用した教育方法を開発している。こうして、従来、体験的に講じられていた弁護士倫理に、理論的基礎と教育指針を与えつつある。結果、職務規程に規定がない「応用問題」に直面した際に、「何をどのように考えればよいのか」がわかる法曹を養成しうる水準に至った。このようにして法曹倫理の教育研修を充実させ、よりよく市民の権利を保護しうる法曹養成に与っている。

研究成果の概要(英文)：Analysis of the professional ethics of the attorney requires not only the study of the attorney-client relationship, but that of a tripartite relationship involving the Bar Association. With research groups based in Tokyo and Nagoya studying from this perspective, an international cooperative research system developed inquiring into both the fundamental ethical theory involved and its application to current issues, focusing on the problem of Fiduciaries and Confidentiality. Many of the issues required for their solution the attorney to think and act as “we the Bar,” not just as the individual attorney. The findings were made public at the annual ILEST (International Legal Ethics Symposium in Tokyo) that this project co-sponsored, as well as at various venues domestic and international. Besides the numerous papers, three edited volumes were published, including the 3rd edition of the textbook *Ethica Juris Peritorum* (2019).

研究分野：法哲学・臨床倫理

キーワード：法曹倫理 弁護士倫理 守秘義務 法曹論 コンプライアンス 社会正義 弁護士職務基本規程 法学教育

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

法曹倫理という教育科目は、法科大学院制度とともに始まり、ようやく10年を少し越したところである。必修科目であるにもかかわらず、その教育内容と方法は、法科大学院制度と同様に、未だ試行錯誤の段階にある。法曹倫理を含む法曹論および法曹養成論は、民事訴訟法学と法社会学の狭間にあつて、独立した研究分野であるとは言い難い。たとえば、弁護士倫理講義は実務家、主として弁護士に担われ、弁護士会主催の弁護士倫理研修にヒントを得ながら、体験的弁護士論を語る、といったタイプのものが多かった。このような状況にあつて、研究代表者は2001年に中京地区の法科大学院における法曹倫理教育担当者を中心とする実務家と研究者が共同する研究会を立ち上げ、その活動を通して、法曹倫理を実定法学の一つとして体系化することを試み、教科書『法曹の倫理』(名古屋大学出版会、2005年)を編み、同時に、本書を利用した教育方法を開発した。この運動は、その後、各地の有志、東京の他の研究会活動と連携しつつ全国規模のものとなり、東京と名古屋の実務家・研究者を中心に、北は北海道、南は沖縄に及ぶ研究ネットワークに発展している。この研究教育活動の成果は、教科書の第2版(2011年)、2.1版(2015年)として結実し、版を重ねる唯一の法曹倫理教科書になりつつある。その体系は、法科大学院教育におけるミニマム内容を規定したいわゆるコアカリにも反映され、わが国の法曹倫理教育の理論と実践に指針を提供するに至っている。

本科研費研究は、何回かの科研費研究の蓄積の上に成り立っている。弁護士倫理については、弁護士の職域拡大に焦点を当て、新たな職務領域を含むその職業倫理のあり方について、国内外の実務家・研究者と連携し、共同して研究を進めてきた。その成果は2010年度以来、毎年度末に開催している国際シンポジウム(ILEST: International Legal Ethics Symposium in Tokyo)で報告、また、随時、雑誌論文や新聞でのコメント、各地での講演を通じて情報発信しており、2015年春には、日弁連法務研究財団叢書から2011、12年度のILESTの成果を一書にまとめて公刊した。

折から頻発していた弁護士非行問題の対策に取り組んでいた日弁連の弁護士倫理や弁護士非行対策の関係者とは、弁護士会がその懲戒権を超えてどこまで個々の弁護士を指導監督できるか、また、すべきかといった問題について、事実上の共同研究を行った。また、弁護士職務基本規程やその解説の改正に関しても、東京での研究会で意見交換してきている。

弁護士倫理の研究については、日本弁護士連合会(以下「日弁連」)、関東弁護士会連合会内部での活動を除けば、早稲田大学、札幌弁護士会など、ごくわずかの研究会しかなく、また、教育活動については、一橋、早稲田、名古屋大学では、教員と実務家が共同して様々な教育実践を行い、教育方法の開発を行ってきたが、全国のほとんどの法科大学院では、実務家の弁護士が研究者の支援を受けることなく各自で教案を作り、手探りで教育している、という実態があるので、本研究の意義はその支援という点でも大きいと考える。

2. 研究の目的

本科研費研究は2001年度以来の一連の共同研究の延長線上にあり、その成果を活用し、法曹倫理の各分野での到達点を踏まえ、司法制度がよりよく社会正義を実現し、市民の権利を保護できるように、次の一步を踏み出そうとするものである。

第1に、弁護士倫理については、引き続き職域拡大時代における倫理の展開を考察し、企業内弁護士の倫理について、職務基本規程50、51条の改正提案を射程に入れた研究を行うこととした。「所属する企業が不正な活動に関わっているとき、企業内弁護士はどのような行動を取るべきか。弁護士としての守秘義務を守るべきではあるが、当局、あるいはメディアに公表するのが

社会正義の要求するところではないか。企業内弁護士のつとめは、実はこういった不正が起こらないように日常的に努力することにあるのではないか。これは個々の弁護士の問題だけではない。日本の弁護士会が直面している課題である。こういった問題について倫理規定を設ける義務があるから。この課題に正確に対応するためには、伝統的な弁護士倫理上の諸問題をより原理的に説明できねばならない。「(犯罪の告白をした依頼者のことを当局に通報すれば、犯罪者に制裁を加え、社会正義を実現できるのに)依頼者の秘密を守る責務がなぜあるのか」を問う守秘義務の問題、あるいは、そもそも「(ろくでもない依頼者なのに)弁護士はなぜ依頼者に対して誠実でなければならないのか」を問う誠実義務の問題、などである。

第 2 に、以上からも明らかなように、法曹とその指導監督にあたる自治組織との関係を考察することが法曹倫理の展開にとって必須である。この間の諸々の弁護士非行事件は、弁護士の職務執行の独立をいうあまり、弁護士が依頼者を食い物にしつつあっても、弁護士会がそれを制御する行動をとるのに及び腰になっていた嫌いがある。この状況を正すべく、弁護士法 31 条の解釈の形をとりながら、「弁護士会はどのような、どの程度までの指導監督を行うべきか」の考察を進めており、その結果、弁護士の自治組織の観点から弁護士倫理を考察する視点が形成されてきた。本研究は、この観定の必要性と意義を具体的問題の考察を通して明らかにしてきた。

第 3 に、依頼者弁護士会関係のあり方である。依頼者が弁護士非行の被害者となった場合に備え、「依頼者見舞金」制度が発足した。その正当化理論に加え、そもそも被害者にならないために、市民が司法制度について理解を深め、弁護士制度活用スキルを身につけることが望ましい。司法制度の目的である社会正義を実現するために、法曹倫理を補う方途として、平成 23 年度に小学校から開始した法教育を、法曹倫理と連携させ、司法制度がよりよく市民の権利を守りうるようなシステムにする方途の探究も研究目的とした。

3. 研究の方法

法曹の職業倫理のあるべき姿を、それぞれ法曹・法曹の自治組織・司法制度利用者の 3 者の立場から 3 元的に考察し、専門職としての当為を実態的かつ総合的に解明するアプローチをとった。法曹倫理が社会正義実現のためによりよく機能するには既存の倫理実践をどう改善すればよいのか。規範の内容と運用方法の双方を視野に入れて構想した。

弁護士倫理の場合、弁護士・依頼者関係に焦点を当ててその職業倫理を考察する伝統的視座、それは上記のように守秘義務、誠実義務の根本を問うことを要求する重要な視座ではあるが、それだけでは不十分である。そのため、第 2 に、「弁護士会という専門職自治組織が、その懲戒権限を越えてどこまで個々の弁護士を指導監督でき、また、すべきか」との観点からその可能性を探究した。社会正義の実現には、第 3 に、司法サービスの利用者が制度利用能力を高め、悪徳弁護士の食い物となるのを避けるだけでなく、弁護士の正義実現能力に対する要望をレベルアップする、という課題がある。初等中等教育における法教育が始まったが、これが依頼者の能力をいかに高めうるかの探究を開始した。

一方、伝統的問題については、日弁連内部での依頼者弁護士間の通信秘密保護制度の導入を求める動きに呼応し、この制度の正当化根拠とその実務への応用をテーマとした。

東京および名古屋の月例研究会を拠点として、国際的連携を図りつつ、上記課題を順に考察、年度末に ILEST (International Legal Ethics Symposium) を開催、成果を報告し、さらに、議論を通して新たな課題を同定し、法曹倫理研究のレベルを高め合った。また、上掲の研究会と連携し、成果発信の柱として、法科大学院・各種研修用のテキスト『法曹の倫理』の第 3 版を刊行することとした。

4. 研究成果

【2015 年度】

初年度には、連携研究団体である、東京の「弁護士会の指導監督」研究会の研究協力者の支援を得て、職域拡大時代における弁護士の「本懐」を探究した。たとえば、依頼者見舞金制度に対しては弁護士の間で不満が多かった。「なぜ一部の悪徳弁護士の被害者を、関係のない私がお金を出してまで支援しなければならないのか」と。これは情けない心情である。弁護士に対する社会的信頼を毀損する。弁護士たるもの、「同じ弁護士がそのようなご迷惑をかけるとは。弁護士の 1 人として恥ずかしく、せめて被害の一部でも補償させてほしい」と思うべきである。この時、弁護士の本懐とは、「私たち弁護士」の本懐であって、弁護士個人のものではない。その専門職倫理は、弁護士会の一員としての視座を要求するのである。

研究代表者は、この観点から 7 月末にワシントン DC で開催された法哲学社会哲学国際学会連合 (IVR) 世界会議で弁護士倫理の基礎について報告した。帰国後に北京を訪れ、中国人民大学法学院で教鞭をとり、さらに、上海交通大学、江蘇大学で招待講演を行うなど、法曹倫理研究の最新成果を広め、中国における法の支配、司法的正義の苗床作成に加わった。これらの研究活動の到達点を示すべく、年度末には東京大学で ILEST16「弁護士の本懐」を開催した。

【2016 年度】

弁護士の依頼者に対する誠実義務を、コモンローの「信認義務」概念を持たぬ大陸法の枠組みで十全に説明できるのかを問うた。日弁連の関連委員会と連携しつつ弁護士倫理の基本を問う研究会や北米の研究協力者とともに、比較に基づいた理論化を目指した国際共同研究を進め、その中間報告を 7 月に Fordham Law School で開催された ILEC7 (7th International Legal Ethics Conference 第 7 回国際法曹倫理会議) で行った。また、臨床法学教育学会法曹倫理部会でパネルを組み、弁護士による内部通報制度窓口受任をめぐる職域拡大問題を論じた。

本年度も、研究代表者が北京の中国人民大学法学院等で弁護士倫理の講義や講演を通して研究成果を教育や研修の場に届け、中国における法の支配、司法的正義の苗床育成に貢献した。帰国した 10 月以降、上記研究会と協力しつつその総括を行い、12 月にワシントン DC の世界銀行における「法・正義・開発」週間の関連会議で研究の成果の一端を報告した。

年度末には、「弁護士会の専門職責務」と題した ILEST17 を上記研究会とともに開催、年度を通じて月例で進めてきた東京と名古屋における研究協力者と連携した研究会活動の成果を報告。マネーロンダリングに対するカナダやヨーロッパの弁護士会の対応について報告を受け、わが国における規制と対比した。また、弁護士会による弁護士紹介についても国際的に考察。それは市民サービスであると同時に、依頼者を求める弁護士に対する便益提供でもある。後者を重視しすぎれば、市民の不利益になる虞がある。この制度上のリスクを踏まえて、「弁護士会は会員弁護士に対していかなるサービスを、また、いかなる規制をいかなる根拠に基づいて行うべきか」について具体例を用いて理論的に詰めた。さらに、2011 および 12 年度の ILEST の成果を『職域拡大時代の法曹倫理』(商事法務)として刊行。

【2017 年度】

依頼者・弁護士関係の本質研究については、ILEC7 で組んだパネルの国際共同研究の成果を活用、愛知法曹倫理研究会とも連携するなど、研究協力者との共同研究を進めた。弁護士・弁護士会関係については、ILEST17 の成果を活用、ILEST18「弁護士のつとめ」で成果を報告した。すなわち、弁護士会の職業倫理的当為に関しては、弁護士会のもつ指導監督権限の具体的適用として、フランスのカルパ制度を「われら弁護士のつとめ」を具体的に実践する制度と評価し、フ

ランスの弁護士資格を持つ報告者による紹介を受け、シンポジウム形式で議論した。また、弁護士会による、また、弁護士会に対する規制とその執行に関する国際比較について、12月にFordham Law Schoolでの国際シンポジウムで研究発表を行った。さらに、東京および名古屋の研究協力組織と連携し、年度を通じて月例の研究会で弁護士職務基本規程の改正にかかる諸問題の検討を行い、その成果の一部を発表した。

原理的問題については、明治大学で開催の臨床法学教育学会法曹倫理部会において「法曹倫理教育における法哲学の役割」についてパネルを組み、法曹倫理の基底にある正義の概念を用いて「弁護士の日常的執務がいかんして正義実践であるのか」に答えた。同学会誌『法曹養成と臨床教育』10号、明治大学法律論叢90巻1号で活字化。

成果出版に関しては、ほかに上掲の各種協力組織と連携し、法科大学院・各種研修用のテキスト『法曹の倫理』の第3版企画を本格化し、執筆陣を概ね決定した。また、研究協力者である高中正彦日弁連弁護士倫理委員会委員長との共編で『依頼者見舞金 国際的未來志向的視野で考える』（ぎょうせい）を出版。

【2018年度】

これまでの誠実義務に関する原理的考察を時局的問題に応用し、弁護士会が個々の弁護士における誠実義務の履践をいかに支援すべきかを考究した。その新段階として、事実上、日弁連の関連委員会と協力し、依頼者弁護士間の秘密保護制度の導入に向けた研究を開始した。東京および名古屋の研究協力組織と連携し、年度を通じて月例の研究会で議論を深め、内外の研究協力者と協働しながら進めた。研究成果は、ILEST19「秘密の保持—その理論と実践」で報告した。理論面では、Georgetown大学のD. Luban教授を招き、「なぜ秘密保護が必要か」について掘り下げて考察した。実践面では、「この制度をわが国に導入すべきか」との時局的問題を論じた。12月のメルボルン開催のILEC8（第8回国際法曹倫理会議）では、上記課題と連動させた、秘密保護を巡る日米独伊の比較法パネルを組んだ。守秘義務の扱いが大きく異なる法圏間でどのような調整が可能か、など議論した。本年度はまた、弁護士職務基本規程改正にかかる諸問題、とくに守秘義務規定改正の検討を行い、成果を日弁連弁護士倫理委員と共有した。

さらに、臨床法学教育学会法曹倫理部会では、パネルで「弁護士（会）にとって育児の負担はいかにあるべきか」を「われら弁護士」、弁護士会が行うべき制度形成の問題として問うた。よりよく依頼者の権利を実現するには、弁護士家庭における育児の負担が個々の家庭に集中している現状を是とするのか、それとも弁護士会が会費軽減等の負担分散を図り、執務体制を改善すべきであろうか、との問題提起である。

法科大学院・各種研修用のテキスト『法曹の倫理』の第3版の企画を決定し、執筆に入ったが、準拠すべき弁護士職務基本規程の改正作業が遅々として進まず、結果、年度中の発刊ができずに終わった。

【2019年度】

『法曹の倫理』第3版の出版活動などのため、前年度執行の予算の一部を繰り延べた。計画どおり、8月に本研究の成果発信の柱である『法曹の倫理』第3版を発刊した。出版を遅らせる原因となった日弁連における弁護士職務基本規程改正作業の遅延は、その滞りの解消の見通しが立たない状況であった。やむを得ず、関連する記述を削減、さらに、記述は改正の有無にかかわらず妥当することがらを指摘するのにとどめた。なお、本年7月開催のIVR（法哲学社会哲学国際学会連合）世界会議では、研究代表者は議長を務めたワークショップで、本書の基盤となる社会正義と法曹倫理の関係について報告した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計31件（うち査読付論文 5件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 森際 康友	4. 巻 11
2. 論文標題 育児という公共の問題にどう取り組むか	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法曹養成と臨床教育	6. 最初と最後の頁 132-135
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森際 康友	4. 巻 2017
2. 論文標題 生命を守る制度を支えるものー総括コメント	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法哲学年報 生命医学研究と法	6. 最初と最後の頁 112 - 121
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森際 康友	4. 巻 10
2. 論文標題 法曹倫理教育における法哲学の役割	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法曹養成と臨床教育	6. 最初と最後の頁 95 - 98
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松本恒雄	4. 巻 32
2. 論文標題 インターネット利用に伴う消費者問題の現状	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 桃山法学	6. 最初と最後の頁 1-33
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松本恒雄	4. 巻 59
2. 論文標題 医療と消費者 今後の展望	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国民生活研究	6. 最初と最後の頁 1-8
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 松本恒雄	4. 巻 15
2. 論文標題 相続と家族のための民事信託	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 家族信託実務ガイド	6. 最初と最後の頁 2-6
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松本恒雄	4. 巻 58
2. 論文標題 『脆弱な消費者』概念と消費者政策	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 国民生活研究	6. 最初と最後の頁 1-11
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松本恒雄	4. 巻 40
2. 論文標題 消費者被害の救済と抑止の手法の多様化	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 現代消費者法	6. 最初と最後の頁 4-10
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長谷部恭男	4. 巻 1
2. 論文標題 The Supreme Court of Japan: A Judicial Court, Not Necessarily a Constitutional Court	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 A. Chen & A. J. Harding eds., Constitutional Courts in Asia	6. 最初と最後の頁 289-310
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長谷部恭男	4. 巻 16
2. 論文標題 The Supreme Court of Japan, one step forward (but only discreetly)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 International Journal of Constitutional Law	6. 最初と最後の頁 672-681
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1093/icon/moy047	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森際康友	4. 巻 10
2. 論文標題 法曹倫理教育と法哲学	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法曹養成と臨床教育	6. 最初と最後の頁 93-94
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森際康友	4. 巻 10
2. 論文標題 法曹倫理教育における法哲学の役割	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法曹養成と臨床教育	6. 最初と最後の頁 95-98
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森際康友	4. 巻 551
2. 論文標題 法律専門職の使命	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 月刊司法書士	6. 最初と最後の頁 7-16
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森際康友	4. 巻 90
2. 論文標題 <魂なき専門人>を超えて正義実践する法専門職をつくる 法曹倫理教育における正義論の意義	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法律論叢	6. 最初と最後の頁 265-271
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 松本恒雄	4. 巻 79
2. 論文標題 消費者被害の救済と抑止の手法の多様化 共同研究の趣旨とわが国の現状	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 比較法研究	6. 最初と最後の頁 2-11
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松本恒雄	4. 巻 1
2. 論文標題 依頼者保護基金構想について	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 依頼者見舞金 国際的未來志向的視野で考える	6. 最初と最後の頁 164-171
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長谷部恭男	4. 巻 21
2. 論文標題 オバマ政権下のテロ対策	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 64-69
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 須網隆夫	4. 巻 1
2. 論文標題 司法修習生への給費制復活と法曹養成制度	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 宮澤古希記念論集	6. 最初と最後の頁 279-297
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 須網隆夫	4. 巻 89
2. 論文標題 司法修習生への給費制復活	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 1-3
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森際康友	4. 巻 89
2. 論文標題 正義と法 正義概念の働きを法システムにおいて考察する	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法律論叢	6. 最初と最後の頁 311-325
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 森際康友	4. 巻 9
2. 論文標題 弁護士による内部通報制度窓口受任の諸問題	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 法曹養成と臨床教育	6. 最初と最後の頁 101-102
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森際康友	4. 巻 9
2. 論文標題 内部通報制度窓口受任をめぐる残された課題	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 法曹養成と臨床教育	6. 最初と最後の頁 121
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松本恒雄	4. 巻 67巻7号
2. 論文標題 消費者政策におけるソフトローの意義と限界	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 自由と正義	6. 最初と最後の頁 47 52
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松本恒雄	4. 巻 47
2. 論文標題 法学部における法学教育の意義と課題 日本学会議の議論を手がかりに	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 法の科学	6. 最初と最後の頁 28 37
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長谷部恭男	4. 巻 11
2. 論文標題 Book Review: Making We the People: Democratic Constitutional Founding in Postwar Japan and South Korea, by Chaihark Hahn and Sung Ho Kim, Cambridge University Press, 2015	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 Asian Journal of Comparative Law	6. 最初と最後の頁 329-334
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長谷部恭男	4. 巻 26
2. 論文標題 The End of Constitutional Pacifism?	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 Washington International Law Journal	6. 最初と最後の頁 125-135
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 須網隆夫	4. 巻 1
2. 論文標題 EUにおける高度技能者移動の権利—弁護士の自由移動を中心に	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 岡部みどり編『人の国際移動とEU』(法律文化社)	6. 最初と最後の頁 40-53
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森際 康友	4. 巻 8
2. 論文標題 法曹の中核価値：正義—正義概念の働きを法システムにおいて考察する—	5. 発行年 2015年
3. 雑誌名 法曹養成と臨床教育	6. 最初と最後の頁 23-31
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森際 康友	4. 巻 8
2. 論文標題 「離婚をめぐる技術と倫理」のねらい	5. 発行年 2015年
3. 雑誌名 法曹養成と臨床教育	6. 最初と最後の頁 86-88
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計26件 (うち招待講演 20件 / うち国際学会 7件)

1. 発表者名 森際 康友
2. 発表標題 弁護士における秘密保持の本質と履践
3. 学会等名 法曹倫理国際シンポジウム東京2019 (ILEST19) (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 森際 康友
2. 発表標題 Civil Law Account of the Professional Responsibility of the Attorney
3. 学会等名 Legal Ethics and Fiduciaries Workshop, University of Notre Dame Kylemore Abbey Global Centre (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 森際 康友
2. 発表標題 Why Ethics of the Legal Profession is Necessary for Justice
3. 学会等名 法哲学社会哲学国際学会連合世界会議 (IVR World Congress) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 森際 康友
2. 発表標題 Ethical Challenges for Legal Education and Conduct in Asia
3. 学会等名 第8回国際法曹倫理会議 (ILEC8) (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 森際 康友
2. 発表標題 弁護士生活における育児の理念と現実
3. 学会等名 臨床法学教育学会第11回年次大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 松本恒雄
2. 発表標題 インターネット利用に伴う消費者問題の現状
3. 学会等名 桃山学院大学60周年記念講演会 (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 松本恒雄
2. 発表標題 消費者被害の救済と抑止の手法の多様化
3. 学会等名 日本消費者法学会第11回大会 (招待講演)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 長谷部恭男
2. 発表標題 Judges' Conscience and Constitutional Reasoning
3. 学会等名 Conference on Theory and Practice of Constitutional Interpretation (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 MORIGIWA, Yasutomo
2. 発表標題 Commentary on "Comparative and International Perspectives on Anti-Money Laundering Provisions Applicable to the Legal Profession"
3. 学会等名 Regulation of Legal and Judicial Services Conference (招待講演)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 MORIGIWA, Yasutomo
2. 発表標題 Judicial Ethics from the Theoretical and Practical Perspectives
3. 学会等名 International Conference "Judicial Ethics and Discipline" (招待講演)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 MORIGIWA, Yasutomo
2. 発表標題 Development of the Concept of Justice in Japan and China
3. 学会等名 Law and Society Association Annual Meeting "Walls, Borders, and Bridges: Law and `Society in an Inter-Connected World" (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 MORIGIWA, Yasutomo
2. 発表標題 Keynote lecture: Justice of the System, Integrity of the Personnel
3. 学会等名 RSU International Conference (招待講演)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 森際康友
2. 発表標題 法曹倫理教育における法哲学の役割
3. 学会等名 臨床法学教育学会第10回年次大会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 松本恒雄
2. 発表標題 消費者被害の救済と抑止の手法の多様化 共同研究の趣旨とわが国の現状
3. 学会等名 比較法学会第80回総会 (招待講演)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 MORIGIWA, Yasutomo
2. 発表標題 Regulation is Self-regulation: The Case of Japan
3. 学会等名 7th International Legal Ethics Conference of the International Association of Legal Ethics (国際学会)
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 森際 康友
2. 発表標題 提題 企業の顧問弁護士は、内部通報の外部窓口を引き受けてよいか
3. 学会等名 臨床法学教育学会第9回年次大会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 森際 康友
2. 発表標題 弁護士自治管見
3. 学会等名 日弁連弁護士自治に関するワーキンググループ（招待講演）
4. 発表年 2015年

1. 発表者名 森際 康友
2. 発表標題 法曹倫理における正義の教え方 あるべき法科大学院教育を目指して
3. 学会等名 臨床法学教育学会（招待講演）
4. 発表年 2015年

1. 発表者名 MORIGIWA, Yasutomo
2. 発表標題 My View on the Drivers of Corruption
3. 学会等名 World Bank, Law, Justice & Development Week（招待講演）
4. 発表年 2015年

1. 発表者名 MORIGIWA, Yasutomo
2. 発表標題 Professional Responsibility of the Lawyer and the Bar: theory and practice in Japan
3. 学会等名 Hawaii Bar Association (招待講演)
4. 発表年 2015年

1. 発表者名 森際 康友
2. 発表標題 専門職の役割と倫理
3. 学会等名 群馬司法書士会 (招待講演)
4. 発表年 2015年

1. 発表者名 森際 康友
2. 発表標題 正義と法 - 正義概念の働きを法システムにおいて考察する -
3. 学会等名 大阪弁護士会 (招待講演)
4. 発表年 2015年

1. 発表者名 森際 康友
2. 発表標題 答えのある法曹倫理 - 法曹倫理学構築における正義概念の意義
3. 学会等名 関東弁護士会連合会 (招待講演)
4. 発表年 2015年

1. 発表者名 HASEBE, Yasuo
2. 発表標題 The End of Constitutional Pacifism?
3. 学会等名 3rd Trans-Pacific Comparative Constitutional Law Forum (招待講演)
4. 発表年 2016年

〔図書〕 計6件

1. 著者名 森際 康友、相原 亮介、浅賀 哲、石畔 重次、石田 京子、榎本 修、尾関 栄作、笠井 治、片山 達、河合 健司、河村 博、菊池 秀、北川 ひろみ、豊川 義明、鳥山 半六、二ノ丸 恭平、野坂 佳生、馬場 陽、浜 辺 揚一郎、古田 啓昌、前田 義博、松尾 陽、松本 恒雄、水谷 規男、宮田 智弘、村橋 泰志、若林 弘樹 ほか	4. 発行年 2019年
2. 出版社 名古屋大学出版会	5. 総ページ数 468
3. 書名 法曹の倫理 [第3版]	

1. 著者名 森際康友・高中正彦	4. 発行年 2017年
2. 出版社 ぎょうせい	5. 総ページ数 249
3. 書名 依頼者見舞金 国際的未來志向的視野で考える	

1. 著者名 長谷部 恭男	4. 発行年 2016年
2. 出版社 東京大学出版会	5. 総ページ数 272
3. 書名 憲法の理性 増補新装版	

1. 著者名 森際 康友・松本恒雄ほか	4. 発行年 2017年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 344
3. 書名 JLF叢書Vol.22 職域拡大時代の法曹倫理	

1. 著者名 森際 康友ほか	4. 発行年 2015年
2. 出版社 名古屋大学出版会	5. 総ページ数 426
3. 書名 法曹の倫理 [2.1版]	

1. 著者名 大森 政輔、木村 草太、柳澤 協二、長谷部 恭男、青井 未帆	4. 発行年 2015年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 79,118
3. 書名 検証・安保法案：どこが憲法違反か	

〔産業財産権〕

〔その他〕

Internet Link for Ethics of Law www.ilel.org

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	松本 恒雄 (MATSUMOTO TSUNEO) (20127715)	独立行政法人国民生活センター(商品テスト部、教育研修部)・国民生活センター・理事長 (82732)	
研究分担者	長谷部 恭男 (HASEBE YASUO) (80126143)	早稲田大学・法学学術院(法務研究科・法務教育研究センター)・教授 (32689)	
研究分担者	須網 隆夫 (SUAMI TAKAO) (80262418)	早稲田大学・法学学術院(法務研究科・法務教育研究センター)・教授 (32689)	
研究協力者	田村 陽子 (TAMURA YOKO)		
研究協力者	石田 京子 (ISHIDA KYOKO)		
研究協力者	松尾 陽 (MATSUO YO)		
研究協力者	佐藤 正謙 (SATO MASANORI)		
研究協力者	馬場 陽 (BABA YO)		

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	柴垣 直哉 (SHIBAGAKI NAOYA)		
研究協力者	村橋 泰志 (MURAHASHI HIROSHI)		
研究協力者	高中 正彦 (TAKANAKA MASAHIKO)		
研究協力者	片山 達 (KATAYAMA TATSU)		
研究協力者	大武 和夫 (OHTAKE KAZUO)		
研究協力者	ルーバン デイビッド (LUBAN DAVID)		
研究協力者	ウエンデル ブラッドリー (WENDEL W. BRADLEY)		
研究協力者	スボルディング ノルマン (SPAULDING NORMAN)		

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	ルポイ ミケーレ (LUPOI MICHELE)		
研究協力者	キリアン マッティアス (KILIAN MATTHIAS)		